食と農林漁業の再生実現会議幹事会(副大臣級会合)の開催について

平成 22 年 11 月 30 日 食と農林漁業の再生実現会議決定案

- 1. 食と農林漁業の再生実現会議を補佐し、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるための検討、施策の進捗管理等を行うため、食と農林漁業の再生実現会議幹事会(副大臣級会合)(以下「幹事会」という。)を開催する。
  - 2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要がある と認めるときは、関係府省の政務三役その他関係者の出席を求めること ができる。

座長 内閣府副大臣(国家戦略担当)及び農林水産副大臣 構成員 座長が指名する内閣官房副長官、総務副大臣、外務副大臣、財 務副大臣、農林水産副大臣及び経済産業副大臣

- 3. この会合を補佐するため、関係府省庁の政務三役又は事務レベルその 他関係者による会議を随時開催する。
- 4. 幹事会の庶務は、内閣官房及び農林水産省において処理する。